

建築基本設計業務委託の実施にかかる公告

公募型コンペ方式による建築基本設計業務委託を実施するので、次のとおり公告する。

平成27年 6 月25日

多賀町長 久保 久典



1 事業の目的

現在の多賀町中央公民館は、昭和53年 3 月に竣工し36年が経過しており、施設の老朽化や耐震問題、利用者のニーズの多様化による機能低下等の理由から、建て替えが必要である状況である。このことから、中央公民館建築にかかる設計業務を実施する。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 多賀町中央公民館建築基本設計委託業務
- (2) 業務場所 滋賀県犬上郡多賀町
- (3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から平成28年 2 月29日まで

3 業務委託料見積上限価格（税込価格）

当該業務の委託料にかかる上限価格は、金16,000,000円（消費税相当額含む。）とする。

4 コンペ方式の採用の具体的な理由

多賀町中央公民館の建築にかかる基本設計について、技術的に最適な設計提案を採用するため、コンペ方式にて参加者の設計提案および業務実績等を審査し、当該業務に最も適した設計提案を提出した参加者を選定することを目的とする。

5 参加資格条件

参加者（設計提案を提案する者をいう。個人、団体、法人および国内外は問わない。以下同じ。）は、次に掲げる第1号から第3号までに掲げる要件のいずれかを満たし、かつ、第4号の要件を満たしている者とする。

- (1) 法人で参加する場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）であること。
- (2) 個人で参加する場合は、建築士事務所に所属し、かつ、一級建築士の資格を有する者であること。
- (3) 複数で参加する場合は、構成員のうち1名以上は、一級建築士の資格を有し、かつ、建築士事務所に所属していること。
- (4) 前3号に掲げる建築士事務所は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 最も優れた応募図書を提出した参加者として選定された場合に、契約締結を行う相手方となること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - エ 多賀町建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止およびその他措置を受けていないこと。
 - オ 国税、都道府県税および町税を滞納している者でないこと。
 - カ 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は入札に参加することができない。
 - (ア) 暴力団暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - (イ) 暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
 - (ウ) 暴力団関係者次のaからdまでのいずれかに該当する者をいう。
 - a 自己、自社もしくは第三社の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - b 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

- c 暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- d 暴力団、暴力団員またはaからcまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

6 コンペの審査方法および審査基準

審査は、1次審査および2次審査の2段階方式で行う。なお、2次審査で実施するプレゼンテーションおよびヒアリングについては公開で行うが、審査については、審査委員会のみで実施するものとする。

- (1) 1次審査では、参加表明書、設計提案および業務実績（以下、「参加表明書等」という。）を基に、多賀町中央公民館建築基本設計委託業務コンペ審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、2次審査への応募を求める者（以下、「2次審査応募者」という。）を5者程度選定する。
- (2) 2次審査では、2次審査応募者から応募図書の提出を求め、公開プレゼンテーションおよびヒアリングを行った後に、審査委員会において最も優れた応募図書の提出者等を選定する。

7 手続き等

(1) 担当窓口

〒522-0341

滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地

多賀町役場企画課

電話 0749-48-8122 ファックス 0749-48-0157

電子メール kikaku@town.taga.lg.jp

- (2) 多賀町中央公民館建築基本設計委託業務コンペ方式説明書（以下「説明書」という。）および参加表明書等書式の交付期間等

ア 交付期間

平成27年6月25日（木）から平成27年7月30日（木）まで

イ 交付場所および交付方法

多賀町ホームページからの入手を原則とする。また、上記の(1)担当窓口においても希望者には直接交付する。なお、希望者は記録媒体として空のCDを持参すること。

（直接交付は、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ）を除く。）の午前9時から午後5時

まで

(3) 提出期限等

ア 1次審査（参加表明書等）

(7) 提出期間

平成27年7月1日（水）から平成27年7月30日（木）までの（土曜日、日曜日および休日を除く。）午前9時から午後5時まで

(i) 提出場所および提出方法等

参加表明書等は、上記(1)の担当窓口への持参または郵送による。

ただし、郵送による場合は、任意の封筒の表面に朱書きで「参加表明書等在中」と表記し、一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便等にいずれかで平成27年7月30日（木）午後5時までに必着となるよう指定して送付すること。

イ 2次審査（応募図書）

(7) 提出期限

平成27年10月9日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日および休日を除く。午前9時から午後5時まで）

(i) 提出場所および提出方法

応募図書は、上記(1)の担当窓口に持参すること。

8 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語および通貨

手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(2) 契約の締結

多賀町は、最も優れた応募図書を提出した参加者が所属する建築士事務所（参加者が法人の場合は、当該建築事務所とする。以下同じ）と当該業務の契約締結を行う。

(3) 違約金

最も優れた応募図書を提出した参加者が所属する建築士事務所が契約を締結しないときは、提出書類（様式2-2）に記載ある見積額の100分の5を徴収する。

(4) 詳細は、説明書による。